

ブロードバンドサービスに関する  
ユニバーサルサービス制度における  
コスト算定に関する研究会(第6回)  
追加ご説明資料

2024年1月22日

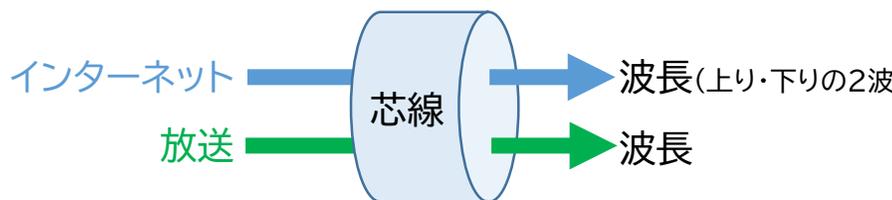
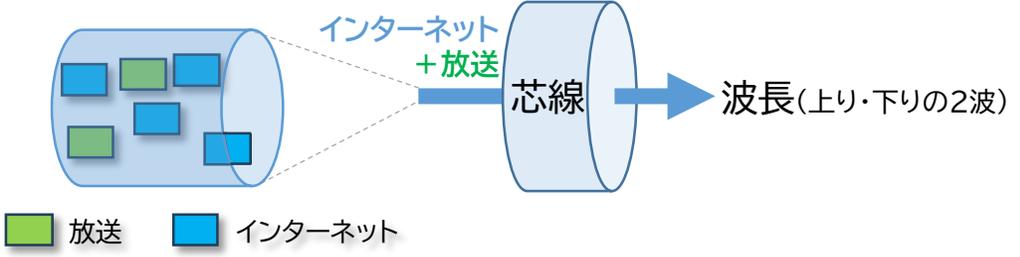
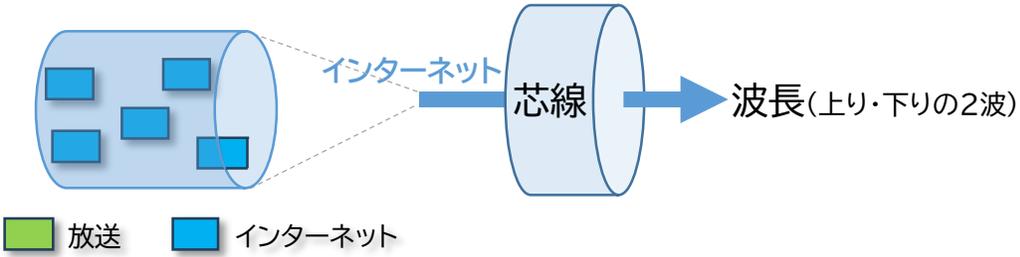
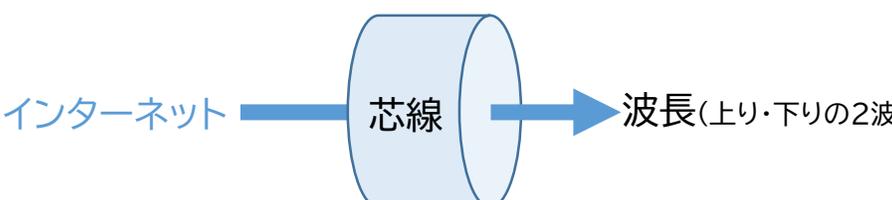
# 放送に係る費用の配賦について(検討の視点3 関連)

- 放送サービスに係る費用を交付金による支援対象外とする場合には、以下の点を担保する必要があると考えます
  - ✓ 支援対象外とする費用を算定する芯線は、**当該支援区域において実際に放送サービスを利用する利用者分に限定**  
(放送サービスの未利用者においては、放送用パケットや波長が使用されない)
  - ✓ 費用と収入の対象範囲を一致させるため、**収入においても放送サービス相当を圧縮**
- なお、上記の対応を行う場合においても、放送用通信に配賦される高コスト分が支援対象外となることに変わりはなく、難視聴地域等、**支援区域で放送サービスを提供する必要がある場合には、本交付金とは別の支援制度により支えていただくことが必要**になると考えます

<放送サービスに係る費用・収入の圧縮イメージ> ※放送サービス相当を全体の1/3とする場合



# (参考)伝送方式

放送サービス		RF方式 (フレッツ・テレビ)	IP方式 (ひかりTV)
提供エリア	契約者	<p>契約者においては、視聴状況によらず、当該アクセス回線において、放送サービスは受信可能</p> 	<p><u>契約者の視聴中のみ、放送サービスがコンテンツとして流れる</u></p> 
	視聴時以外		<p><b>未提供エリア・未契約者においては、放送サービスの packets は流れない</b> (契約者における未視聴時も同様)</p> 
	未契約者	<p><b>未提供エリア・未契約者においては、放送サービス用の波長は使用されない</b></p> 	
	未提供エリア	<p>未提供エリア</p> 